



すまいのひろば



ユトジランドへの入口

2025年(令和7年) 8月号



【発行】東京都住宅供給公社 公営住宅管理部 〒150-8322 渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山

収入報告書は提出いただきましたか？

提出期限は**7月7日(月)**でした。

都営住宅又は福祉住宅に令和7年5月16日以前に入居した世帯にお送りした「収入報告書」(6月13日(金)発送)は、来年度(令和8年4月から令和9年3月まで)の住宅使用料を決める重要な書類です。提出していない世帯は、必要書類を添付のうえ、返信用封筒に入れて、すぐに提出してください。

収入報告書を提出しない場合、近隣の民間賃貸住宅(近傍同種の住宅)の家賃並みの使用料を負担していただくこととなりますので、必ず提出してください。

住宅使用料の一般減免、特別減額を受けている世帯は、「収入報告書」の提出は必要ありません(用紙はお送りしていません。)が、使用料減免申請が収入報告に代わる手続きとなりますので、必ず更新時期に手続きを行ってください。手続きを行わない場合、翌年度から近隣の民間賃貸住宅(近傍同種の住宅)の家賃並みの使用料となります。

もくじ

- 収入報告書は提出いただきましたか？… **1**
- 高額所得者制度について…………… **2**
- 令和8年度の高額所得者認定について…… **3**
- 高額所得者・収入超過者向け入居者募集について… **3**
- ご自身で浴槽・風呂釜を設置している方へ… **4**
- 注意！子どもの転落事故を防ぎましょう… **4**
- 気候変動について学んでみよう…………… **5**
- 台所流し用排水管の清掃について…………… **9**
- 自衛消防訓練を行いましょ…………… **10**
- 住宅用消火器の取扱いについて…………… **10**
- 住宅返還の際の原状回復について…………… **11**
- 氏名の振り仮名を変更する方へ(口座振替に関するお願い)… **11**
- 緊急時の安否確認について…………… **11**
- 受水槽等清掃の実施について…………… **12**

まいとしこうれい
毎年恒例!! すまいのひろば「子どものページ」

なつやす しゅくたいおうえん きかく
夏休みの宿題応援企画

きこうへんどう
気候変動について学んでみよう

まな
～気候変動を防ぐために知っておくべきこと～

5ページへGO ▶

8月分の住宅使用料等の納期限(口座振替引落日)は、9月1日(月)です。

口座振替ご利用の方は、事前に残高の確認をお願いします。

高額所得者制度について

— 高額所得者に認定された場合、都営住宅を明け渡す必要があります —

都営住宅は、住宅に困っている収入の少ない方のためのセーフティネットとして、低廉な家賃で賃貸する公共住宅です。

都営住宅は、真に住宅に困窮する方に公平かつ適正に供給する必要があり、現在入居したくても入居できない方が多数います。

このため、公営住宅法や東京都営住宅条例では、高額所得者に対する明渡請求を定めており（公営住宅法第29条、東京都営住宅条例第31条）、高額所得者に認定された世帯に対し、都営住宅の明渡しを強く求めています。

Q 高額所得者とは、どのような人ですか？

A 高額所得者とは、都営住宅に引き続き5年以上入居している世帯で、以下の【高額所得者の認定所得月額】により、最近2年間連続して認定所得月額が明渡基準(31万3千円)を超えた世帯です。

【高額所得者の認定所得月額の計算方法】

$$\frac{\text{世帯全体の合計所得金額} - (38\text{万円} \times \text{名義人を除く家族人数}) - \text{特別控除}(\ast 1 \ast 2) - \text{有所得者控除}(\ast 3)}{12\text{か月}}$$

「高額所得者の認定所得月額」の算出には有所得者控除を用いるため、「収入認定通知書兼使用料決定通知書」に記載されている「認定所得月額」とは計算方法が異なります。

※1 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替に係る措置を含みます。(最大10万円)

※2 特別控除とは

名義人又は同居者の「住民税課税（非課税）証明書」において、以下の項目に該当することが確認できる場合は、認定所得月額の計算の際に控除が受けられます。

特定扶養(25万円*1)、老人扶養(10万円)、障害者(27万円)、特別障害者(40万円)、寡婦(27万円*2)、ひとり親(35万円*2)

*1 住民税課税(非課税)証明書上「特定扶養」に該当する方の他、年齢16歳以上19歳未満の扶養親族の方も含む。

*2 名義人又は同居者の方を対象に本人の所得から控除。ただし、所得額が控除額未満の場合はその額を控除。

※3 有所得者控除とは

名義人と配偶者以外の方の所得について、1人につき124万8千円を限度として控除します。

Q 高額所得者の認定を受ける前に、なにか連絡がありますか？

A 明渡基準を超えた1年目の世帯に対しては、「高額所得者制度の説明通知」を送付し「明渡努力状況報告書」をご提出いただきます。なお、高額所得者として認定される前であっても、順次、説明会を行い、個別に高額所得者制度の説明を行うとともに、明渡しについての具体的な計画等を伺います。

Q 高額所得者の認定を受けるとどうなりますか？

A 都営住宅の明渡しをお願いすることになります。なお、明渡しについての具体的な計画をお示しいただけない場合は、東京都都営住宅高額所得者審査会へ付議されます。

審査会の結果、明渡請求「可」の答申が出た場合は、その6か月後を明渡期限として明渡しの請求を行います。それでもなお明渡しにに応じていただけない世帯に対しては、都営住宅の使用許可を取り消し、住宅の明渡しを求めて訴訟手続きを取ることになります。

令和8年度の高額所得者認定について

すでに提出いただいた「収入報告書」をもとに令和8年度の高額所得者認定の算定を行っており、令和8年度の高額所得者認定(令和8年4月1日認定)については、令和7年度(令和5年中の所得)と令和8年度(令和6年中の所得)の認定所得月額が、明渡基準(31万3千円)を超えた世帯が対象となります。

該当する方は世帯の状況等を踏まえ、計画的に住み替えができるよう準備をお願いします。

高額所得者に該当する世帯の認定所得月額は、令和8年2月下旬にお送りする「高額所得者認定通知書兼使用料決定通知書」でお知らせしますのでご確認ください。

【令和8年度に明渡基準を超える世帯の計算例】

世帯員	令和8年度認定所得額→令和6年中の所得	特別控除	有所得者控除
名義人	3,100,000円(給与所得)	100,000円(※)	
配偶者	2,000,000円(給与所得)	100,000円(※)	
子①	1,100,000円(給与所得)	100,000円(※)	1,000,000円
子②	2,000,000円(事業所得)	400,000円(特別障害)	1,248,000円
合計	8,200,000円	700,000円	2,248,000円

※給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替に係る措置(最大10万円)を含みます。

$$\begin{aligned} & (\text{世帯所得合計} - 38\text{万円} \times (\text{名義人を除く家族人数}) - \text{特別控除} - \text{有所得者控除}) \div 12\text{か月} \\ & = (8,200,000\text{円} - 380,000\text{円} \times 3 - 700,000\text{円} - 2,248,000\text{円}) \div 12\text{か月} \\ & \quad \text{認定所得月額} \qquad \qquad \qquad \text{明渡基準} \\ & = \boxed{342,666\text{円}} > \boxed{313,000\text{円}} \end{aligned}$$

令和7年度(令和5年中の所得)と令和8年度(令和6年中の所得)の認定所得月額が313,000円を超えた世帯は、令和8年4月1日に高額所得者として認定されます。

高額所得者・収入超過者向け入居者募集について ～JKK東京・UR都市機構のあき家住宅～

都営住宅からの住み替えを支援するために、高額所得者、収入超過者のみなさんを対象としたJKK東京とUR都市機構のあき家住宅入居者募集を行います。パンフレットを希望する方は、以下の方法でご請求ください。

●パンフレット請求期限 令和7年8月31日(日)

●発送 9月上旬(予定)

①オンライン請求



←申請フォームに必要事項を入力してください。

JKK東京ホームページ>オンライン申請一覧
>高額所得者・収入超過者の手続き
>3. 公社・URあき家住宅パンフレット請求

②はがき(85円)による請求



①～④の事項を記入して、下記の請求先へ送付してください。

- ①「公社・UR あき家住宅パンフレット請求」と明記
- ②住所 ③氏名 ④名義人番号(8桁の数字)

上記の入居者募集のほか、JKK住宅や東京都施行型都民住宅の「先着順募集」を行っています。詳しくは、お問い合わせいただくか、JKK東京ホームページをご覧ください。

■お問い合わせ先・パンフレット請求先

〒150-8322(※はがきの宛先には住所は不要です)

JKK東京 都営収納課 収入調査係 ☎03-3409-2261(代)

ご自身で浴槽・風呂釜を設置している方へ

みなさんがご自身の費用で設置した浴槽・風呂釜が故障した場合に、東京都の費用負担で浴槽・給湯設備を設置します。ご希望の方は以下を確認のうえ、お申し込みください。

申込要件

- (1) ご自身で設置した浴槽・風呂釜が故障していること。
- (2) 浴槽・風呂釜を取り替えた場合は、住宅使用料を改定するため、改定について同意をしていただくこと。(注1)
- (3) ご自身で設置した浴槽・風呂釜を自己負担で撤去・処分すること。(注2)
- (4) 住宅使用料を滞納していないこと。
- (5) 収入超過、高額所得者に該当しないこと。

(注1) 住宅使用料の改定の目安：月額 500 円～ 3,000 円程度の増額

・増額する金額は、世帯の収入区分に応じて異なります。

・正式な金額は、浴槽・風呂釜の取替工事実施後に通知書でお知らせします。

(注2) 撤去・処分は、取替えを行う施工事業者に自己負担で依頼することもできます。

申込みの流れ

- ① 申込書類の請求 JKK東京お客さまセンターへのお電話、又はオンラインで請求
- ② 申込書類へ記入
- ③ 申込書類の提出 受持ちの窓口センターに郵送、又は持参で提出

申込受付期限

令和7年12月26日(金)

※オンラインでの申込書類の請求は令和7年12月17日(水)まで

※想定を超える申込みがあった場合には、申込期限前に受付を終了することがあります。

申込受付後、要件に該当するかの審査を経て、順次、事業者からご連絡し、現地調査・設置工事を行います。

来年度の実施については、改めてすまいのひろばでお知らせいたします。

■ 申込書の請求先

- お電話の場合 12ページ「JKK東京 お客さまセンター」電話番号①へ
- オンラインの場合 JKK東京ホームページ>都営住宅等にお住まいの皆さまへ

>都営住宅等の主な手続き>オンライン申請一覧
届出用紙等の請求・再発行「6. 浴槽・給湯設備設置工事申込書の請求」



■ 工事内容のお問い合わせ先

12ページ「JKK東京 お客さまセンター」電話番号②へ

注意！子どもの転落事故を防ぎましょう

夏休みになると、子どもたちが外で遊ぶ機会が増えます。集合住宅においては、この季節に子どもが転落する事故が多く発生しており、中には命にかかわることもあります。

廊下や階段の踊り場などで、手すりにのぼるなど危険な行動をしている子どもを見かけた際には、転倒・転落など事故を防止するために、注意しましょう。みなさんのちょっとした声かけや気配りが、事故から子どもを守る大きな力になります。



気候変動について 学んでみよう

~気候変動を防ぐために
知っておくべきこと~

気候変動ってなに?

みんなは「地球温暖化」という言葉を知っているかな?
地球温暖化とは、人間のくらしで出る二酸化炭素などの「温室効果ガス」が増えて、地球がどんどん暖かくなってしまふことだよ。

人間はこれまで、化石燃料と呼ばれる石油や石炭などをたくさん燃やしてきたんだ。
それが原因で、温室効果ガスが増えてしまい、地球に熱がたまりやすい状態になっているんだ。

地球が暖かくなってしまふとどんなことが起こるだろう?
また、地球温暖化を防ぐために、どんなことができるかな?
ぼくたち、わたしたちが住む地球を救うために、気候変動について一緒に考えてみよう!!



き こう へん どう
気候変動による
 ち きゅう へん か
地球の変化

き こう へん か
気候の変化

おんだん か すす ち きゅう き こう へん か お
 温暖化が進むと、地球の気候に変化が起こりやす
 くなるよ。とても暑い日が続いたり、大雨などの
 い じょう き しょう お
 異常気象が起こりやすくなったりするんだ。ま
 た、あめ ふ ひ つづ た もの
 雨がぜんぜん降らない日が続くと、食べ物の
 せいさん むずか かんが
 生産が難しくなることも考えられるよ。



さいがい ぞう か
災害の増加

きんねん に ほん けいけん
 近年の日本ではこれまで経験したことのないう
 ごう どう しゃさいがい たいふう おお ひがい ふ
 な豪雨や土砂災害、台風による大きな被害が増え
 ているよ。また、せ かい きょだい やま
 世界では巨大なハリケーンや山
 か じ ひがい しょくりょう ぶ そく ひとびと いのち かが
 火事による被害、食糧不足など、人々の命に関わ
 る被害も起きているんだ。



き こう へん どう
気候変動がぼくたち、わたしたちの
 くらしに、とっても大きな影響を与
 えていることがわかったかな？
 じょうきょう すこ よ
 こうした状況を少しでも良くしてい
 くために、ひとりひとりがただちしき
 を身につける必要があるんだ。



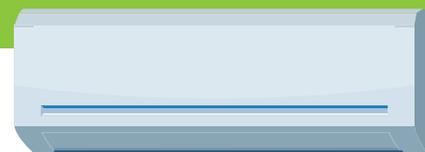


気候変動を防ぐために ぼくたち、わたしたちが 知っておくべきこと

● おうちで省エネに取り組んでみよう!

節電をすることで、二酸化炭素の排出を減らすだけでなく、電気代も抑えることができるよ。

- 夏のエアコンの設定温度は、部屋を冷やし過ぎないように注意しよう! (※でも、無理に我慢しちゃダメだよ!)
- 扇風機を使って、部屋の空気の通りをよくすることも効果的だよ!
- 誰もいない部屋の電気は消そう!
- テレビをつけっぱなしにしないようにしましょう!



● エコな乗り物を利用しよう!

乗り物からも二酸化炭素が出ているよ。そのなかでも特に、自動車から出る量がとても多いんだよ。

- 短い距離の移動には、自動車の代わりに自転車や徒歩を取り入れてみよう!
- できるだけ電車やバスなどを使ってみよう!
- 電気自動車など、走るときに二酸化炭素を出さない車もあるよ!



環境への負担を減らすだけでなく、健康づくりにもつながるよ!



● プラスチックや食べ残しなどを減らそう!

プラスチックを作るときや燃やすときには、二酸化炭素が出るんだ。プラスチック製品をなるべく使わないことが、二酸化炭素を減らすことにつながるよ。また、家庭から出た食べ残しや食品ごみの処分をするときにも二酸化炭素が出るから、買いすぎや食べ残しを防ぐことが必要だよ。

- 買い物をするときはマイバッグを持ち歩くようにしましょう!
- なるべくプラスチックの袋をもらわないようにしましょう!
- 日ごろからマイボトルを持ち歩こう!
- 食事や買い物をするときは、「食べられる分だけ」を意識しよう!



じ ゆう けん きゅう おう えん
自由研究応援コーナー
 じ ぶん かんが
自分で考えてみよう

じ ぶん きょう み き
自分が興味のあるテーマを決めよう!

た と え ば … **夏の気温の変化**

じ ゆう けん きゅう す す か た
自由研究の進め方

こうがくねん
高学年

- STEP1** インターネットを使って、30年前の東京の平均気温を調べてみよう!
- STEP2** 去年の夏の東京の気温を調べてみよう!
- STEP3** 30年前の夏と去年の夏の気温を比較してみよう!
- STEP4** どんな違いがあって、自分たちになにができるかを考えてまとめてみよう!

ていがくねん
低学年

おじいちゃん、おばあちゃん、おかあさん、おとうさんが
 子どもの頃の話聞いてみよう!

こんな話が聞けるかも…

- 小学校にはエアコンがなかった。
- 電車にもエアコンがなく、扇風機があった。
- 夏でもあまりエアコンを使わずに過ごすことができた。
- 窓を開けると風鈴の音とともに、涼しい風を感じることもできた。

話を聞いてみて、今の暮らしとの違いを考えてみよう。また、考えたことを家族や友達と話してみよう!

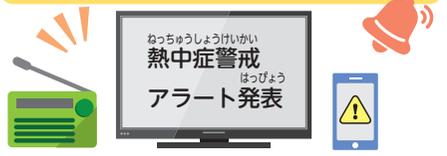


気を付けて!
熱中症!

参考: 東京都熱中症対策ポータルサイト

● ● ● **熱中症対策を徹底しましょう** ● ● ●

熱中症警戒アラートを
チェック!



見守り・声かけ!



迷わずエアコンを利用しよう!



こまめに水分・塩分を補給!

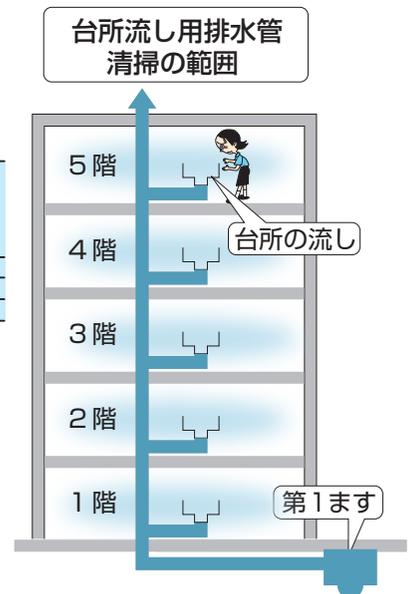


台所流し用排水管の清掃について

都営住宅条例等に、みなさんは「住宅及び共同施設について必要な注意を払い、正常な状態で維持しなければならない」という規定等があります。これにより、東京都では年に1回程度の台所流し用排水管の清掃を、みなさんをお願いしています。

台所の排水は油類が多く、管の内面に汚れが付着しています。放置すれば悪臭や、管が詰まる原因となります。

中高層住宅の排水管は、上下の住戸を貫通し1階床下で合流して外部に流す共用設備となっているため、1棟をまとめて清掃する必要があります。



清掃作業確認のポイント

みなさんが直接清掃事業者に依頼して行う場合の『清掃作業確認のポイント』を紹介しますので参考にしてください。なお、JKK東京にお問い合わせいただければ、事業者をご紹介します。

● 契約前

事業者から見積りを取り、作業の内容(作業範囲・方法・日時・事故対応・保証内容等)を確認して契約書を取り交わしてください。

その際は、複数の事業者から見積りを取り、金額を含め比較検討することをお勧めします。



● 実施作業前

事業者から作業計画書の提出を求めるなどして、清掃の手順を事前に確認しましょう。(清掃は排水管内に高圧の洗浄水を噴射しながら進めます。)

清掃中、必要箇所の写真を撮るように依頼しましょう。

● 作業中

住戸内の清掃作業を実施する際は立ち会ってください。また清掃後、水が流れることを確認してください。

● 清掃終了後

作業終了後には流し台の下の配管などから漏水が無い、異臭がしないか確かめましょう。排水管の清掃作業では、始めに汚れた水が排出され、作業終盤にきれいな水に変わります。清掃作業後にこうした状況を写真で確認しましょう。

ご不明な点がございましたら、JKK東京にお問い合わせください。

みなさんの費用負担により、東京都が代わって清掃を行う方法については、10月号で詳しくお知らせします。

■ 台所流し用排水管の清掃についてのお問い合わせ先

12ページ「JKK東京 お客さまセンター」の電話番号②まで

自衛消防訓練を行いましょ

自衛消防訓練は、火災や地震などの災害による被害を最小限にくい止め、みなさんがご自身を守れるよう、定期的に行うことが大切です。

訓練は、消防法令に基づき年に1回以上行う必要があります。「自衛消防訓練実施の手引」をJKK東京ホームページに掲載しているの、参考にご覧ください。



訓練の実施に当たって

- 訓練を行う場合や、地域の訓練に自治会等が参加する場合は、JKK東京の防火管理担当に連絡をお願いします。
- 訓練実施の際は、事故やケガに十分注意してください。
- 東京消防庁ホームページ「電子学習室」内にある、「消火器の使い方」などの動画を視聴したあと、実際の消防設備や避難経路を確認することも訓練になります。
- また、自衛消防訓練の実施と合わせて、災害備蓄品の用意についてもみなさんで話し合いましょ。

自衛消防訓練実施の手引
(JKK東京ホームページ)



東京消防庁 電子学習室 **検索**
<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp>



自衛消防訓練についてのお問い合わせ先・ご連絡先

JKK東京 都営管理課 都営事業推進係 防火管理担当
12ページ「JKK東京 お客さまセンター」の電話番号①まで

住宅用消火器の取扱いについて

～住宅用消火器が設置されている団地にお住まいのみなさんへ～

- 一部の団地の住戸内には、住宅用消火器が設置されています。
- 出火した場合は、備え付けの住宅用消火器を使用して初期消火を行ってください。消火器による消火限界の目安は炎が天井に達するまでです。危険と感じた場合は、直ちに安全な場所に避難しましょ。ただし、忘れずに119番へ通報し、消防の指示に従ってください。
- 住宅用消火器は所定の場所から動かさず、消火器に備え付けている取扱説明書に沿った使い方、管理、点検を行ってください。
- 異常があれば、JKK東京 お客さまセンター（12ページの電話番号②）までお問い合わせください。

交換等について

消火器はおおむね5年で交換していますが、お住まいのみなさんの不在等により交換できていない住宅があります(消火器に使用期間の終了年月が記載されています)。使用期間が過ぎると、初期消火が適切に行えなくなる可能性がありますので、消火器が取り替えられていない場合、JKK東京 お客さまセンター(12ページの電話番号②)までご連絡をお願いします。



住宅返還の際の原状回復について

都営住宅等から退去する場合は、家財道具等をはじめ、全ての所有物を搬出してください。レンタル用品がある場合には、契約している事業者へ返却してください。

住戸内や敷地内に残置物を放置した場合は、処分費用を請求します。JKK東京が処分すると産業廃棄物扱いとなるので、個人で処分するよりも高額な処分費用となることをあらかじめご承知おきください。

退去の際の粗大ゴミについては、お住まいの区市町のルールに従って処分してください。

■ 住宅返還の際の原状回復についてのお問い合わせ先

12ページ「JKK東京 お客さまセンター」の電話番号①まで

氏名の振り仮名を変更する方へ (口座振替に関するお願い)

戸籍法（昭和22年法律第224号）及び住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の改正により、本籍地の市区町村長から、順次、戸籍・住民票に記載される予定の「氏名の振り仮名」が通知されます。

戸籍の「氏名の振り仮名」の変更等に伴い、住宅使用料・駐車場利用料等の引落口座の預貯金者名（フリガナ）の変更を行った場合、口座振替（自動払込）依頼書の再提出が必要です。口座振替（自動払込）依頼書を忘れずに金融機関へ提出してください。

■ 住宅使用料等の引落口座の預貯金者名(フリガナ)等の変更を行った際のお問い合わせ先

12ページ「JKK東京 お客さまセンター」の電話番号①まで

緊急時の安否確認について

東京都及びJKK東京では、お住まいの方の安否にかかる確認の要請に、より迅速かつ的確に行動するため、対応マニュアルを整備するほか、地元区市町や自治会等との連携を強化するなどの取組を積極的に行っています。

団地内で、最近姿を見ない、連絡が取れない、新聞や郵便物が溜まっている、電気が付けっぱなし等、安否の確認が必要と思われる場合は、JKK東京 お客さまセンターへご連絡ください。

状況等を調査のうえ、必要と判断した場合は、警察立会いのもとで住戸内へ立ち入る等の対応を行います。

■ 安否にかかわる緊急の確認が必要な場合のお問い合わせ先

12ページ「JKK東京 お客さまセンター」の電話番号②まで

受水槽等清掃の実施について

みなさんがお住まいの団地の受水槽、屋上水槽、給水塔の清掃を令和7年8月から令和8年3月にかけて、JKK東京が委託した清掃事業者が実施します。清掃日は、掲示板やチラシなどでお知らせします。清掃終了後に水質検査のため事業者が訪問し、住戸内で採水のお願いをすることがありますので、ご協力をお願いします。



受水槽等清掃時の注意点

断水となる場合、漏水事故につながる可能性がありますので、以下の点にご注意ください。

- **断水前に水の汲み置きをする**
飲料水・トイレの流し水については、断水前に汲み置きをしておいてください。
- **断水時間中は、必ず全ての蛇口を閉める**
断水時間中は、必ず全ての蛇口を閉めてください。給水開始時に蛇口が開いていると水が出てしまい、周囲に飛散したり、流し台や洗面所から溢れて漏水事故の原因となります。また、以下の事項についてももしっかり守り、断水時の漏水事故を防ぎましょう。
 - ①先端が上向きに回転する蛇口は、必ず下向きにして閉める
 - ②流し台や洗面所の排水口を塞ぐものを置かない
 - ③留守番のご家族やお子様などに、蛇口を開け放しにしないことを伝える
- **断水後の水の状態を確認する**
断水解除後は洗面所の蛇口から多めに水を流し、にごり(白濁・赤水)がないか確認した後、トイレやお風呂でのご使用を開始してください。



受水槽等清掃についてのお問い合わせ先

JKK東京 施設保全課 施設保全係

下記「JKK東京 お客さまセンター」の電話番号②まで

JKK東京 お客さまセンター

月曜日及び休日の翌日は、電話が混みあい、つながりにくい場合があります。
お急ぎでない方は、別の日にご利用ください。

受付時間 9時～18時（土日・祝日・年末年始を除く）

- ① 各種手続き
使用料のお支払い
住まい方のご相談

都営住宅等の
「オンライン
申請一覧」は
こちら



 **0570-03-0071** 
 **03-6279-2652** 

- ② 修繕のお申込み・ご相談
漏水等の緊急修繕、事故や火災、断水、
居住者の安否に関わる緊急のご連絡は
24時間365日対応

 **0570-03-0072** 
 **03-6279-2653** 

- ・ナビダイヤルは、各携帯電話事業者が提供する無料通話や通話料定額プランの対象外です。
また、使用している回線・端末によって通話料が異なります。
料金ガイダンス又はナビダイヤルのホームページをご確認ください。
※ナビダイヤルに発信後、冒頭に流れる料金ガイダンス中については、通話料は発生しません。
- ・「名義人番号」をお伝えいただくと、お問い合わせに要する時間が短縮されます。

お手続き等に
関する「よくある
ご質問」はこちら



 東京都住宅政策本部ホームページ

東京都住宅政策本部

 検索



 JKK東京ホームページ「都営住宅等にお住まいの皆さまへ」

都営住宅 お住まいの皆さま

 検索



「すまいのひろば」外国語版はこちら
Foreign-language versions



古紙パルプ配合率70%再生紙を
使用しています。

「すまいのひろば」は再生紙を使用しています。

SAVE THE GREEN EARTH!